

世子尚豊の、進貢のため正議大夫蔡延等を遣わす符文

(一六二六、二、九)

琉球国中山王世子尚(豊)、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の蔡延等を遣わし、咨を捧じ表を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運して京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。今、仁字第十三号半印勘合符文を給し、都通事鄭藩猷等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とくろ}に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 蔡延 人伴八名

使者一員 馬加美 人伴五名

都通事一員 鄭藩猷 人伴四名

存留在船使者二員 倪士 加寿者 人伴四名

存留在船通事二員 紅春貴 梁廷標 人伴四名

管船火長・直庫 二名 加里 馬使

右の符文は都通事鄭藩猷等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

天啓六年(一六二六)二月初九日給す

符文

注* 『明実録』天啓六年八月壬戌、十月甲寅、十一月辛巳、七年二月丁巳、三月乙未の各条が関連する記事か。

(1) 紅春貴 一五九五—一六二九年。久米村紅氏(和字慶家)七世(『家譜(二)』二〇二頁)。

1-26-22

世子尚豊の、皇帝即位の慶賀のため王舅毛泰時等を遣わす符文(一六二九、一、二九)

琉球国中山王世子尚(豊)、登極を慶賀する事の為にす。

今、特に王舅・長史・使者・通事等の官の毛泰時・蔡錦等を遣わし、咨を齎し表を捧ぜしむ。船隻に坐駕し、任土の方物の全光金鞘金起沙魚皮紋靶腰刀二把・全光銀鞘銀起沙魚皮紋靶腰刀二把・金缶一合共に重さ六十六兩六錢八分・銀缶一合共に重さ五十兩六錢正・細嫩土蕉布一百匹・漂白土苧布一百匹・泥金彩画帷屏一合・平面金扇五十把・平面銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、皇帝陛下に進奉す。復た、金粉匣一合共に重さ七兩四錢六分・銀粉匣一合共に重さ七兩二錢一分・平面

金扇二十把・平面銀扇二十把・細嫩土蕉布二十四・漂白土苧布二十匹有り、中宮殿下に進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁字第十七号半印勘合符文を給し、本員役に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実ところに遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 毛泰時 人伴十三名

長史一員 蔡錦 人伴十二名

存留在船使者二員 盛世佐 袁際昌 人伴四名

存留在船通事一員 林有材 人伴二名

管船火長・直庫二名 王和 禅治

右の符文は長史蔡錦等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎二年（一六二九）正月二十九日給す

符文

注*『明実録』（崇禎長編）崇禎二年六月乙卯の条に關連の記事がある。

なお、対応する執照〔三三〇一〕と方物の品名表記に異同がある。

(1) 合 対に同じ。互いにならんで対をなすものをさす。

(2) 人伴十二名 〔三三〇一〕には八名とあり、さらにその次に「使者一員 毛鳳威 人伴五名、都通事一員 金応元 人伴四名」の二行がある。

1-26-23

世子尚豊の、進貢のため正議大夫鄭俊等を遣わす符文

(一六三〇、一、一九)

琉球国中山王世子尚（豊）、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭俊等を遣わし、沓を捧じ表を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運して京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行まきに給照すべし。今、仁字第二十一号半印勘合符文を給し、通事梁廷器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実ところに遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 馬如麟 人伴五名

通事一員 梁廷器 人伴四名